様式第2号（第6条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払い制度誓約書

年　　月　　日

八郎潟町長　様

所　在　地

事業者　名　　　称

代表者氏名

　八郎潟町介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、受領委任払い事業者の登録の申請をするに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

１　特定福祉用具の販売及び住宅改修（以下「住宅改修等」という。）に関しては、関係法令及び要綱等を遵守すること。

２　居宅要介護被保険者等が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該居宅要介護被保険者等の心身及び住宅の状況等を踏まえた、適切な住宅改修等を行うように努めること。

３　住宅改修等を行うに当たっては、八郎潟町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び保健、医療、福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

４　住宅改修等を行うに当たっては、居宅要介護被保険者等の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無、有効期間等を確認し、受領委任払い制度が利用可能であるかどうか確認すること。また、当該居宅要介護被保険者等に過去の住宅改修等の給付実績を確認すること。

５　正当な理由なく、受領委任払い制度の理由を拒まないこと。

６　住宅改修等に要する費用については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを居宅要介護被保険者等より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、当該居宅要介護被保険者等に対し領収証を発行すること。

７　居宅要介護被保険者等が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を町長に報告すること。

　（１）不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

　（２）正当な理由なく当該住宅改修等を行うに当たって、必要な手続き等に関して協力しないとき。

８　住宅改修等に関する記録を整備し、特定福祉用具の販売又は住宅改修の完了の日から５年間保存すること。

９　関係法令、要綱及びこの誓約書等に違反し、その是正等について町長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

１０　居宅要介護被保険者等からの苦情又は相談があった場合には、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、当該居宅要介護被保険者等の立場に考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業者において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。

１１　業務上知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族の秘密を保持すること。また、事業者の職員であった者に、業務上知り得た当該居宅要介護被保険者等及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とすること。

１２　受領委任払い登録事業者の登録事項に変更があったときは、速やかにその旨を町長に届け出ること。

１３　登録した事業を廃止、休止又は再開する場合には、速やかにその旨を町長に届け出ること。

１４　居宅介護住宅改修費等の支給に関し、町長から報告を求められたときは、速やかに応じること。